

3 新興感染症発生・まん延時における医療対策

現 状

1 新興感染症発生・まん延時における医療の現状

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症（以下この項において「新型コロナ」という。）に対応する医療提供体制については、「保健・医療提供体制確保計画」等を策定し、病床確保や発熱外来の確保等を進めてきたところです。

他方で、感染拡大による急速な医療ニーズの増大に直面し、それぞれの地域において、通常医療との両立を含め機能する保健医療提供体制を早急に構築することが求められる中で、平時から入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化と連携を図ることにより、地域医療全体を視野に入れて必要な医療を連携やネットワークにより提供していくことの重要性が改めて認識されました。

(2) 新興感染症の医療提供体制

新型コロナ対応の教訓を踏まえ、限られた医療資源が適切に配分されるよう、各地域で平時より、医療機能の分化、感染症発生・まん延時の役割の明確化を図るとともに、健康危機管理を担当する医師及び看護師を養成してネットワーク化しておくことや実践的な訓練をはじめとした平時からの備えを確実に行うことにより、感染症危機事案発生時に医療機関、薬局、医師、薬剤師や看護師等の行動がその役割に沿って確実に実行されるよう、県と医療機関で平時に協定を締結する仕組み等が法定化されました。

課 題

1 新興感染症患者等に必要な医療を提供する人材の確保

感染症患者の入院医療の中核的役割を担う感染症指定医療機関や新興感染症等の診療（主に外来診療）や疫学調査に協力可能な感染症協力医療機関だけでは、新型コロナ患者等の入院や診療等を受けきれず、一般の病院が通常医療を制限してでも病床確保をすることや地域の医療機関においても、診療・検査医療機関として疑似症患者等の診療を行う必要が生じましたが、医療従事者の感染防護策に関する研修・訓練などの準備が行われていなかったため、新型コロナ患者等に医療を提供する人材が不足し、体制の立ち上げに時間がかかりました。

そのため、健康危機管理を担当する医師や看護師等の医療従事者を養成してネットワーク化しておくことや実践的な訓練をはじめとした平時からの備えを確実にしておく必要があります。

2 新興感染症の医療提供体制の確保

(1) 新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する機能（病床確保）

新興感染症の発生時から中心となって対応する感染症指定医療機関について、第二種感染症指定医療機関が基準病床数 34 床に対して 28 床と基準に達していない状況であり、尾三医療圏においては、第二種指定医療機関を設置できていない状況のため、早急に整備する必要があります。

また、新型コロナ患者の入院医療を提供する必要が生じた一般の病院においては、そうした事態を想定した入院調整や救急搬送、院内ゾーニング等の感染防護策などの準備を行っていなかったため、体制の立ち上げに時間を要したり、対応そのものが困難な医療機関がありました。

そのため、感染症発生・まん延時においても、重症者や特に配慮が必要な患者（精神疾患を有する患者や妊産婦、小児、透析患者等）を含む新興感染症の患者が必要な場合に確実に入院ができるよう、体制を確保する必要があります。

(2) 新興感染症の疑似症患者等の診療を行う機能（発熱外来）

診療・検査医療機関として新型コロナの疑似症患者等の診療を行う必要が生じた地域の医療機関においては、そうした事態を想定した院内ゾーニング等の感染防護策などの準備を行っていなかったため、体制の立ち上げに時間を要したり、対応そのものが困難な医療機関がありました。

そのため、感染症発生・まん延時においても、新興感染症の疑似症患者等の診療等を確実にできるような体制を整備する必要があります。

図表 2-2-8 感染症指定医療機関・感染症協力医療機関一覧

令和6（2024）年2月29日現在

種別	医療圏名	感染症指定医療機関名 (病床数)	感染症協力医療機関名	
第一種	県内	国立大学法人広島大学病院（2）		
第二種	広島	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立舟入病院（16）	県立広島病院、済生会広島病院、 国家公務員共済組合連合会吉島病院、 広島県厚生農業協同組合連合会 吉田総合病院、 地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立北部医療センター安佐市民病院	
	広島西		広島県厚生農業協同組合連合会 廣島総合病院、 独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター	
	呉		独立行政法人国立病院機構 呉医療センター、 国家公務員共済組合連合会呉共済病院、 独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院	
	広島中央		独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター（4）	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター（再掲）、 県立安芸津病院
	尾三		（調整中）	総合病院三原赤十字病院、 尾道市立市民病院
	福山・府中		福山市民病院（6）	福山市民病院（再掲）
	備北		総合病院庄原赤十字病院（2）	市立三次中央病院、 総合病院庄原赤十字病院（再掲）

(3) 居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し医療を提供する機能（自宅療養者等への医療の提供）

新型コロナ発生前までは、新興感染症の患者は入院医療が前提となっており、自宅療養者等に対する医療の提供の仕組みがなかったため、電話・オンライン診療、往診、医薬品対応や訪問看護等体制の立ち上げに時間がかかりました。

そのため、新興感染症の患者のニーズに合った医療提供体制を迅速に構築できるよう平時から準備しておく必要があります。

また、感染症発生・まん延時においても、在宅療養患者等に対する口腔の管理は重要であるため、地域の実情を踏まえた歯科保健医療提供体制を構築する必要があります。

(4) 新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する機能（後方支援）

新型コロナの入院患者を受け入れる入院医療機関の逼迫を解消するため、入院患者の転院や後方支援医療機関での受け入れが試行されましたが、医療機関間の病態に応じた役割分担が不十分であったことや患者・家族の理解、病院スタッフの理解の難しさなど多様な要因により、必ずしもスムーズに行われなかったため、各地域で平時より、医療機能の分化、感染症発生・まん延時の役割の明確化を図る必要があります。

(5) 新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣する機能（医療人材派遣）

広島県感染症・疾病管理センター（以下この項において「ひろしまCDC」という。）を司令塔とした新興感染症の感染対策及び業務継続を支援するチームを派遣する体制はありましたが、感染症医療を提供する医師等の感染症医療担当従事者を派遣する仕組みは確立されておらず、医療人材の不足等により、感染症医療を維持できない医療機関があったため、県外も含め、迅速に医療人材を派遣調整できる体制を構築する必要があります。

(6) 新興感染症に対応するために必要な個人防護具の備蓄

個人防護具（PPE）については、県や一部の医療機関において、新型コロナ発生前から備蓄を行っていましたが、特に新型コロナの流行初期に、世界的需要が高まる中で輸入が停滞する等により、大幅に不足したことから、次の新興感染症が発生した際に迅速に対応できるよう、必要なPPEを医療機関を含め備蓄しておく必要があります。

目 標

医療機関や医師等の医療従事者、医師会等の関係団体、県等が連携して、県民が適切に新興感染症医療を受けられる体制を整備します。

区分	指標名	目標値	出典
S	確保病床数	891 床	県健康福祉局調べ
S	確保病床数のうち、流行初期医療確保措置	396 床	県健康福祉局調べ
S	発熱外来数	1,499 機関	県健康福祉局調べ
S	発熱外来数のうち、流行初期医療確保措置	779 機関	県健康福祉局調べ
S	自宅療養者等への医療提供医療機関数	386 機関	県健康福祉局調べ
S	自宅療養者等への医療提供薬局数	810 機関	県健康福祉局調べ
S	自宅療養者等への医療提供訪問看護事業所数	69 機関	県健康福祉局調べ
S	後方支援医療機関数	122 機関	県健康福祉局調べ
S	派遣可能医師数	42 人	県健康福祉局調べ
S	派遣可能看護師数	80 人	県健康福祉局調べ
S	個人防護具を2か月以上確保している医療機関数	1,263 機関	県健康福祉局調べ
S	院内感染対策に関する地域のネットワークに参加している医療機関数	1,510 機関	県健康福祉局調べ
P	年1回以上、新興感染症患者の受入研修・訓練を実施 又は外部の研修・訓練に医療従事者を参加させている割合	100%	県健康福祉局調べ

S：ストラクチャー、P：プロセス、O：アウトカム

施策の方向

1 新興感染症患者等に必要な医療を提供する人材の確保

広島県感染症対策連携協議会を活用し、効果的な人材養成の方策を検討するとともに、医療機関等が感染症の診療や院内感染対策等に関する教育を受け、その教育を受けた人材が各医療機関等の従事者などに指導できる体制を確保します。

また、大学、県医師会等の関係団体や医療機関と連携して、感染症の診療や院内感染対策等に関する研修・訓練の機会や人材の養成状況を把握するとともに、その人材を活用できるよう、ひろしまCDCを中心とした体制を整備します。

2 新興感染症の医療提供体制の確保

(1) 新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する機能（病床確保）

新興感染症発生時から対応する第二種感染症指定医療機関の指定による医療提供体制の整備を図ります。

また、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表以降に新興感染症の入院を担当とする医療機関と平時に医療措置協定を締結のうえ、第一種協定指定医療機関を指定します。

なお、重症病床や特に配慮が必要な患者（精神疾患を有する患者や妊産婦、小児、透析患者等）の病床についても確保した医療提供体制を整備します。

更に、第一種協定指定医療機関のうち、流行初期から入院対応を行う医療機関とは、その旨の医療措置協定（流行初期医療確保措置）を締結します。

(2) 新興感染症の疑似症患者等の診療を行う機能（発熱外来）

新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表以降に新興感染症の発熱外来を担当とする医療機関と平時に医療措置協定を締結のうえ、第二種協定指定医療機関を指定します。

また、第二種協定指定医療機関のうち、流行初期から発熱外来対応を行う医療機関とは、その旨の医療措置協定（流行初期医療確保措置）を締結します。

(3) 居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し医療を提供する機能（自宅療養者等への医療の提供）

新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表以降に新興感染症の自宅療養者等への医療の提供を担当とする医療機関や薬局、訪問看護事業所と平時に医療措置協定を締結のうえ、第二種協定指定医療機関を指定します。

また、自宅療養者に対する口腔健康管理についても、歯科衛生士も活用しながら、必要となる在宅歯科医療や高齢者施設等との連携が円滑に実施できる歯科保健医療提供体制を構築します。

(4) 新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する機能（後方支援）

特に流行初期の感染症患者以外の患者の受入や感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を担当とする医療機関と平時に医療措置協定を締結します。

(5) 新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣する機能（医療人材派遣）

感染症患者に対する医療を担当する感染症医療担当従事者や感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保に係る業務に従事する感染症予防等業務関係者の人材を派遣する医療機関と平時に医療措置協定を締結します。

(6) 新興感染症に対応するために必要な個人防護具の備蓄

第一種協定指定医療機関や第二種協定指定医療機関など医療措置協定を締結する医療機関において、必要なPPEを備蓄するよう推進します。

また、県においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新興感染症発生・まん延時にPPEの供給及び流通を的確に行うため、引き続きPPEの備蓄を行うとともに、関係団体との協定等に基づき、確実に安定した物資調達や医療機関等への速やかな供給に努めます。

医療連携体制

平時から関係者間で情報共有やきめ細かい調整、役割分担を行うことによって、連携を図ります。

なお、新興感染症の医療体制に求められる医療機能は、次表のとおりです。医療体制を担う具体的な医療機関等名は、県のホームページに掲載しています。

図表 2-2-9 新興感染症の医療体制に求められる医療機能

	【病床確保】	【発熱外来】	【自宅療養者等への医療の提供】	【後方支援】	【医療人材派遣】
機能	新興感染症患者への入院医療の提供	新興感染症の疑似症患者の診療	居宅や高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対する医療の提供や医薬品対応	新興感染症患者以外の患者に対する医療の提供	新興感染症に対応する医療従事者の医療機関その他の機関への派遣
関係機関等	感染症指定医療機関、病院、診療所	病院、診療所	病院、診療所、訪問看護事業所、薬局	病院、診療所	病院、診療所
関係機関等に求められる事項	<p>①新型コロナウイルス対応の重点医療機関の施設要件も参考に、確保している病床であること</p> <p>②県からの要請後速やかに（2週間以内を自途）即応病床化すること</p> <p>③関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、院内感染対策を適切に実施すること</p> <p>④流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結する医療機関の基準は、次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生・まん延時に入院患者を受け入れる病床を一定数以上確保し、継続して対応できること ・新興感染症の発生公表後、県知事の要請後速やかに即応病床化すること ・病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと ⑤自院の医療従事者への訓練・研修等を通じ対応能力を高めること ⑥重症用病床の確保に当たっては、重症の感染症患者に使用する人工呼吸器等の設備や当該患者に対応する医療従事者の確保に留意すること ⑦重症者病床の確保に伴い、患者の生命に重大なる影響が及ぶおそれのある通常医療が制限される場合も考えられることから、後方支援を行う医療機関と連携すること ⑧特に配慮が必要な患者の病床確保に当たっては、国や県から周知等される必要となる配慮等を踏まえること ⑨新興感染症の疑い患者については、その他の患者と接触しないよう、独立した動線等を要することから、新型コロナウイルス対応に当たっての協力医療機関の個室等の施設要件も参考に、病床の確保を図ること <p>（感染症指定医療機関）</p> <p>①新興感染症についての知見の収集及び分析を行うこと</p>	<p>①新型コロナウイルス対応の診療・検査医療機関の施設要件も参考に、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む。）を設けること</p> <p>②あらかじめ発熱患者等の対応時間帯を住民に周知し、又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を有すること</p> <p>③関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、院内感染対策を適切に実施すること</p> <p>④流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結する医療機関の基準は、次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流行初期から一定数以上の発熱患者を診察できること ・発生の公表後、県知事の要請後速やかに発熱外来を開始すること ⑤新興感染症医療以外の通常医療を担う診療所も含め、日頃から患者のことをよく知る医師、診療所等と連携すること ⑥地域の診療所が新興感染症医療以外の通常医療を担っている場合は、患者からの相談に応じ発熱外来等の適切な受診先の案内に努めること。その際は、当該患者に対して、自身の基礎疾患等や受けている治療内容、当該診療所での受診歴などの情報を当該受診先に伝えることやお薬手帳を活用することなど 	<p>①関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、感染対策を適切に実施すること</p> <p>（病院、診療所）</p> <p>①必要に応じ、訪問看護事業所や薬局と連携し、また各機関間でも連携しながら、住診やオンライン診療等を行うこと</p> <p>②自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等へ適切につなぐこと</p> <p>③救急医療機関と連携すること</p> <p>④自宅療養者への医療を行う際は、患者の容態の変化等の場合に迅速に医療につなげるためにも、あわせてできる限り健康観察の協力を行うこと</p> <p>（訪問看護事業所、薬局）</p> <p>①病院や診療所と連携し、また、各事業所間でも連携しながら、訪問看護や医薬品対応等を行うこと</p>	<p>①通常医療確保のため、特に流行初期の感染症患者以外の患者の受入や感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行うこと</p>	<p>①自機関の医療従事者への訓練・研修等を通じ、対応能力を高めること</p>